

2009年 4月 6日

日栄・商工ファンド対策全国弁護士団

団 長 弁護士 木村 達也 先生

事務局長 弁護士 牧野 聡 先生

日本振興銀行株式会社

取締役会長 木村 剛

代表執行役社長 上村 昌史

公開質問書に対する回答

当行は、日栄・商工ファンド対策全国弁護士団からの2009年3月30日付「公開質問書」に対して、以下のとおり回答いたします。

当行は、一般金融機関等からの「貸し流り・貸し剥がし」により資金繰りに苦労されている中小企業のお客さまに円滑な資金調達を提供し、真の信用創造機能と資金仲介機能を果たすことを経営理念として設立された銀行でございます。

貸金業法の改正を端緒に、ノンバンクによる「貸し流り・貸し剥がし」が横行するようになりましたが、当行は、債権を買い取ることによって、中小企業の資金繰りを間接的にサポートしてきたことにつきまして、ご理解賜れますと幸甚に存じます。

そもそも、「過払金返還請求権」は、法的には「不当利得返還請求権」でございますので、法律上の原因なくして「利得」を受けた者が、その返還義務を負う、ということが原則でございます。すでに譲渡人が受領している超過利息分については、譲渡人に「利得」が存在しておりますが、当行には「利得」がございません。従いまして、当行は、当該超過利息分について、不当利得返還義務を負うことはございません。

「公開質問書」の中で、法的根拠に関する各種のご質問を頂戴しておりますが、私どもでは、いずれの項目に関しましても貸金業者による事業者金融業務について知見の豊富な弁護士とも綿密に協議し、問題ないと考えております。また、それ以外のご質問につきましても、一般論としてご回答するのは適切でないと考えますので、差し控えさせていただきます。

以 上